

●改定の趣旨

1. 改定の必要性

- ① 現計画の計画期間（平成30年度～平成36（令和6）年度）が終了するため。
- ② 現計画の策定以降の社会的状況の変化（特に空家特措法の改正及び上位計画の改正等）に対応するため。
- ③ 令和5年度に実施した空家実態調査及び所有者意向調査（アンケート調査）の結果を踏まえ、過去に実施した調査との比較や現状の所有者ニーズに対応する必要性があるため。

↓
上記の必要性から、現計画での施策等の取組み状況を踏まえ計画の改定を進める必要がある。

2. 改定の方向性

0. 時点修正

1. 現計画の検証に基づく施策の検討

- 現計画における施策の取組み状況や、各種統計調査等から見る達成状況などを踏まえ、現計画における施策の継続的な実施や見直しの必要性について検討する。

2. 法改正等を踏まえた施策の検討

- 令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことを踏まえ、新たに設定することが可能となった「空家等活用促進区域」の制度に向けた八尾市の方針につき検討する。
- また、「管理不全空家等」に対する措置については方針に明記する。

3. 実態に基づく施策の検討

- 令和5年度に実施した空家実態調査の結果に基づき、八尾市の空家等の現状を把握するとともに、平成29年度の実態調査結果との比較や特定空家等の状況を踏まえ、施策の方向性を検討する。
- 所有者意向調査により把握した所有者ニーズをもとに施策の方向性を検討する。

●計画前半部における改定骨子

● 現計画の構成

改定骨子案

第1章 計画の趣旨

- 1. 計画策定の背景、目的、位置付け

【追加】改定の趣旨・計画期間・対象地区・対象とする空き家の定義①

第2章 八尾市の空家等の現状と考察

- 1. 空家等の現状（総務省統計、国交省調査、本市人口等）
- 2. 空家実態調査・アンケートについて（机上・現地・所有者・アンケート）
- 3. 現状に基づく考察（総務省統計より・アンケートより）

【差替】最新の統計②

【追加】法改正・国の動向③

【差替】令和5年度実態調査および所有者意向調査④・【追加】前回調査との比較⑤

第1章に変更

今後検討

第3章 空家等対策の基本目標と基本方針

- 1. 計画期間等（計画期間、対象地区、空家等の定義）
- 2. 基本目標（めざす姿）⑥
- 3. 基本方針⑦

第4章 基本方針に基づく（具体的な）空家等対策⑧

- 1. 管理不良な空家等になることを『予防』する取組み施策1
- 2. 管理不良状態の空家等にならないために『管理』する取組み施策2
- 3. 空家等を『活用・流通』させる取組み施策3
- 4. 空家等の管理不良状態の『解消』のための取組み施策4
- 5. 早期の対策が必要となる『特定空家等』に対する取組み施策5
- 6. 関係団体や地域等との『連携』のための取組み施策6

第5章 基本方針に基づく実施体制⑨

- 1. 庁内体制
- 2. 空家等に対する相談体制

第6章 その他の空家等対策の実施に関して必要な事項

その他の空家等対策の実施に関して必要な事項⑩

● 改定内容 【No.改定の方向性】

① 【改定の主旨全体を明記】
改定の趣旨について、改定計画の第1章に明示する。

② 【0. 時点修正】
最新の統計（住宅土地統計は令和5年）に差し替える。

③ 【2. 法改正の検討】
法改正及び国の動向として、「所有者の責務強化」・「空家等活用促進区域」・「空家等管理活用支援法人」・「管理不全空家等」などの事項につき提示する。

④ 【3. 実態に基づく検討】
令和5年度実態調査及び所有者意向調査の手法・結果につき明記する。

⑤ 【3. 実態に基づく検討】
前回調査（平成29年度）との手法の違い等を明記したうえで、結果を比較して示す。また、平成29年度の調査における追跡調査の結果を示す。

⑥⑦ 【改定の方向性すべて】
現計画の検証、法改正等を踏まえた方針の検討、実態調査及び所有者意向調査を踏まえた基本目標と基本方針の変更案につき、協議会意見を踏まえ検討する。
【本日は未提示】

⑧ 【改定の方向性すべて】
⑦で示した内容を踏まえて、基本目標と基本方針に従い、実施すべき各種取組みや施策について、検討を行う。
【本日は未提示】

⑨ 【改定の方向性すべて】
これまでの相談体制等の検証を行い、新たな相談体制を検討する。
【本日は未提示】

⑩ 【改定の方向性すべて】
条例の改正や今後の進捗管理（計画の変更・見直し）、対策協議会での取組の推進、国の動向を踏まえた対応、連携などについて記載を追加。
【本日は未提示】